

霧島市生涯学習推進計画

～新しい時代の生涯学習社会の実現に向けて～



平成26年5月

霧島市教育委員会

※ 本計画は、平成26年5月27日（火）に開催された「道義高揚・豊かな心推進協議代議員会」において、了承されたものである。

も く じ

序 章 これからの生涯学習社会の実現に向けて 1

【はじめに】	1
1 これからの生涯学習社会の方向	2
(1) 生涯学習を「まちづくり」に生かす	2
(2) 生涯学習を「生活」に生かす	2
(3) 生涯学習社会の再構築に向けて～自己を高める～	3
2 生涯学習社会に向けての国の動き	4
(1) 教育基本法より	4
(2) 第4期中央教育審議会生涯学習分科会の答申より	5
(3) 国の第二期教育振興基本計画（平成25年6月）より～抜粋～	6
【生涯学習によるまちづくりのイメージ図】	7

第1章 霧島市生涯学習推進計画の概要 8

1 計画策定の趣旨	8
2 計画の位置づけ	9
3 計画の進行管理	10
4 計画の期間	10
《関係計画の解説》	11

第2章 霧島市生涯学習推進計画 12

1 基本理念	12
『共に学び 磨きあう 人が輝くまちづくり』	
2 2つの基本目標	12
『生涯を通して、共に学び磨きあう喜びを見つけよう』	
『学びの成果や経験をまちづくりに生かそう』	
3 4つの推進方策	13
『社会の進展に応じた一人一人の学びを応援します』	
『地域全体で子どもたちの成長を応援します』	
『生涯学習の環境づくりに努めます』	
『知の循環を生かしたまちづくりの推進を目指します』	

推進方策1：『社会の進展に応じた一人一人の学びを応援します』	15
施策1-1 ライフステージに応じた学習機会の提供	15
施策1-2 自然を守り、自然との共生を目指した学習機会の提供	16
施策1-3 人材育成と絆づくりを目指す学習機会の充実	17
施策1-4 国際感覚を育むための学習機会の提供	19
施策1-5 様々な世代間における交流の推進	19
施策1-6 情報化社会へ対応していくための学習機会の提供	20
施策1-7 健康・体力づくりを推進するための学習機会の提供	21
施策1-8 スポーツに親しむ機会の充実（地域スポーツの振興）	22
施策1-9 芸術文化活動の推進	23
施策1-10 人権感覚を育むための学習機会の充実	24
推進方策2：『地域全体で子どもたちの成長を応援します』	26
施策2-1 家庭教育の充実	26
施策2-2 社会の中で子どもを育てる機会の充実	27
施策2-3 学校を支える地域教育力の充実	28
施策2-4 学校施設の有効活用の推進	29
施策2-5 学校における現代的課題に向けての取組	30
施策2-6 高等教育機関や企業との連携の推進	31
推進方策3：『生涯学習の環境づくりに努めます』	32
施策3-1 情報メディアの活用と情報提供の充実	32
施策3-2 生涯学習施設の整備と充実	33
施策3-3 図書館サービスの整備と充実	33
施策3-4 生涯学習関連施設や団体との連携	35
推進方策4：『知の循環を生かしたまちづくりの推進を目指します』	36
施策4-1 地域における生涯学習の推進	36
施策4-2 地元「霧島」について学ぶ機会の充実	38
施策4-3 市民によるまちづくりの推進	39
施策4-4 人材の育成とその活用	39
施策4-5 生涯学習ボランティアバンクの充実	40
施策4-6 出前講座（市職員の派遣）の充実	41

序章 これからの生涯学習社会の実現に向けて

【はじめに】

生涯学習振興法が制定され二十数年が経過しました。「生涯学習」という言葉については、ほとんどの市民の方々が御存知であると理解しております。

言うまでもなく、生涯学習とは、学校や社会の中で行われる組織的、意図的な活動だけでなく、一人一人のそれぞれのライフステージにおいて行われる、個々による自発的な活動をも含みます。それは、日常の生活における身近なことから個々の職業に関する専門的な課題、遠い将来の夢や自己実現のための活動など様々です。

しかし、最近の生涯学習では、少し違う見方からの視点や考え方がみられるようになってきました。

ある町では、行政が主導して行っていた市民講座を、そこに参加している人々が中心となってNPO法人として組織を立ち上げ、学びの講座を共同で運営しながら、一方ではものづくりを通して経済活動にまで発展させています。また、ある地域では、空き家住宅を音楽や陶芸などの活動家に開放し、地域の活性化と村おこしの再構築を図っている集落もあります。さらに、地域が学校に対して支援する活動を積極的に行い、学校も地域に還元するという学校と地域の新しい関係づくり、地域コミュニティづくりを模索しているところもあります。

このように、現在では、それぞれの町で、生涯学習をまちおこしや地域づくりに積極的に取り入れ、推進している地域や団体も生まれてきています。

これからの生涯学習においては、学習による個人の能力向上はもちろんですが、その学びや経験を狭い範囲に留めるのではなく、身近な仲間や広く地域社会に生かしていこうとすることが大切です。

また、それに加え、「まちづくり」や「ふるさと興し」、「経済的なプラスα」などがある実践にまで高めていけたら、一層、楽しみややりがいのある豊かな学びの世界が広がるのではと感じます。

これからの社会では、市民の皆さん一人一人の学びを大切にするのはもちろんですが、その学びの成果を社会に幅広く生かしながら、お互いがお互いを支え合い、つながりのある地域づくりを目指していかなければなりません。



1 これからの生涯学習社会の方向

(1) 生涯学習を「まちづくり」に生かす

これからのまちづくりや地域の活性化を考えると、生涯学習をまちづくりに生かすという視点は非常に大切になってきます。いわゆる生涯学習は、「自己の向上」と「生活の向上」を目指す学習です。生活のあらゆる場面であらゆる時間にわたって行われるものであり、その内容は、当然のことながら市民生活のすべての領域にわたるものであると考えられます。

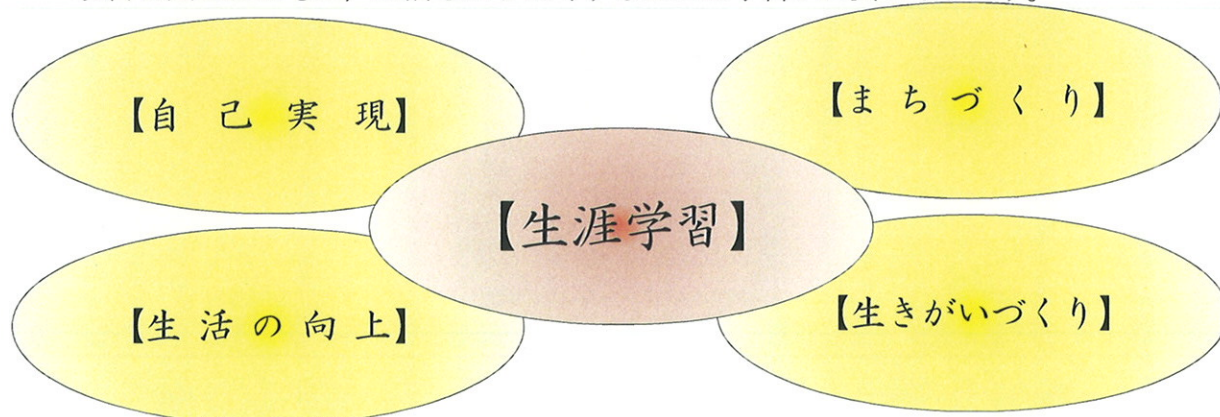
【生涯学習とは】

- ・ 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己実現をめざし、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。
- ・ 生涯学習は、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びつつ生涯を通じて行うものであること。
- ・ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な活動として行われるだけでなく人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動等の中でも行われるものであること。

(2) 生涯学習を「生活」に生かす

「自己実現をする」「自己を充実させる」ということは、「人を幸せにする」ということです。そのためには、目標を持ち積極的に学ぶということが大切です。そして、学んだ成果が生かされることによって喜びは大きくなり、生活も生き生きとしてきます。このように地域において、市民が自分のそれぞれの持ち味を発揮し、お互いに学び合うことによって人々の連帯感も高まり、地域全体が活性化されます。

また、生涯学習のもう一つの目標は、「学びによって生活を豊かにする」ということです。いわゆる心の豊かさを求めることはもちろんですが、衣食住などの基本的な生活そのものを豊かにすることが大切です。そのためには、一人一人が生活の現状を見直し、改善を図るとともに、生活をよりよくするための学習が必要となります。



(3) 生涯学習社会の再構築に向けて～自己を高める～

生涯を通して、人々がそれぞれの資質や能力を伸ばし、主体的な成長や発達を続けていくうえで、学習や教育は非常に大きな役割を占めています。

そこで、これからも、「いつでも・どこでも・だれでも」自らの意志で自由に学ぶことができるような学習環境を一層整備していくことが、大切にされなければなりません。

【いつでも】

義務教育の時期だけでなく、人生のあらゆる時期における学習が保障され、次のステップへのスムーズな移行が可能になるような仕組みを整備することが大切です。

また、常に新しい知識や技能が必要とされる現代においては、職に就いた後、何度でも学び返すことができるリカレント教育のシステム整備が必要です。

【どこでも】

学校における教育だけではなく、家庭や地域社会、メディアを活用した学習、行政や企業が行う講座や民間が行うカルチャースクールなど、学習機会を広く充実させることが大切です。

【だれでも】

学びたいと思うすべての人が、平等に学ぶことができるような学習支援と学習機会の提供をしていくことが大切です。

今日、変化する社会の進展に対する学習の必要性が叫ばれる中、学校における学習を中心とした体制から、生涯を通じて学び続け、「学び直し」「再チャレンジ」ができる「生涯学習社会」の構築が社会全体の課題となっています。



『学び直し』と『再チャレンジ』

2 生涯学習社会に向けての国の動き

(1) 教育基本法より

平成18年12月には、時代の変化に対応すべく、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。この改正に伴い、教育基本法第3条に「生涯学習の理念」が新しく規定されるとともに、「教育の目標（第2条）」「家庭教育（第10条）」「社会教育（第12条）」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）」など、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実も図られています。

また、「教育振興基本計画（第17条）」では、各地方公共団体においても、教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことが定められました。

教 育 基 本 法 平成18年12月22日改正

「生涯学習の理念」

第3条 「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

「家庭教育」

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなくてはならない。

「社会教育」

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

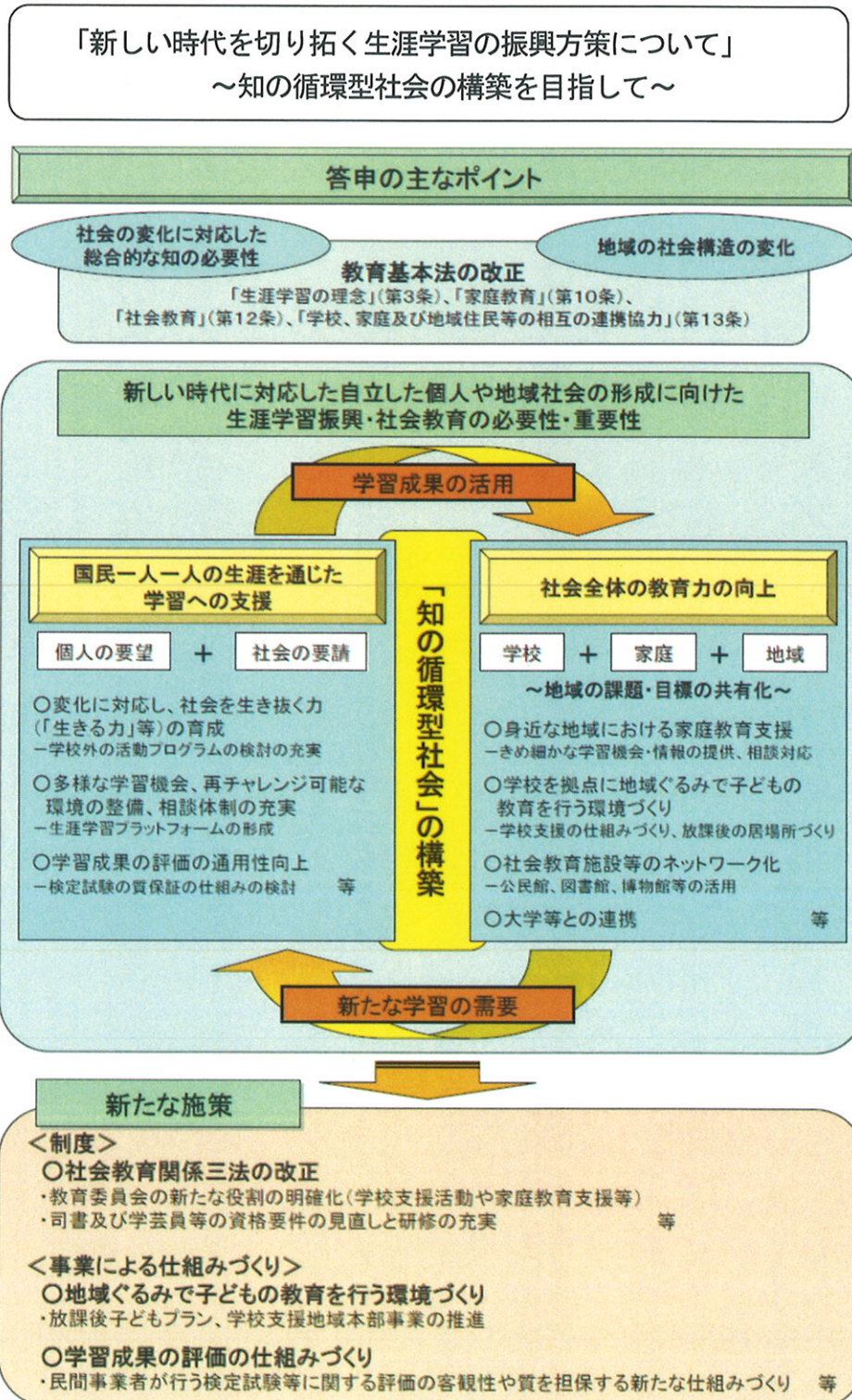
2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(2) 第4期中央教育審議会生涯学習分科会の答申より

第4期中央教育審議会生涯学習分科会では、自立した個人の育成や自立したコミュニティ（地域社会）の形成に向けた生涯学習・社会教育の必要性・重要性を再認識するとともに、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」の構築を図っていく必要があるとの考えが示されました。



(3) 国の第二期教育振興基本計画（平成25年6月）より～抜粋～

新たな社会モデル

～知識を基盤とした自立，協働，創造モデルとしての生涯学習社会の実現～

地球規模の問題が山積しており，資本主義社会を基調としつつも，物質的豊かさのみを追求する時代の終焉に差し掛かっている現在，諸問題の解決に向けた「協働」や新たな社会的価値を示すイノベーションの視点が求められている。同時に，変化が激しく，多様化が一層進行する中にあるのは，個人の幸福の実現に向けた，あるいは，社会全体の持続的成長・発展に向けた今後の方向性を行政が一律に指し示すことは困難と考えられ，それぞれの現場においても様々な方向性を見だし，実現していくことが必要となっている。

このため，今後は，「自助」を基調としつつも，人々が主体的に社会参画し社会全体で支え合う「互助・共助」の在り方が一層重要になり，これらが困難な場合に「公助」が必要となる。すなわち，一人一人の自立した個人が多様な個性・能力を生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる柔軟な社会を目指していく必要がある。

その鍵を握るのは，社会を構成する個人・集団・社会総体としての知識・知恵・意欲の量と質にほかならない。国内的にも国際的にも，知が社会・経済を駆動する知識基盤社会が本格的に到来する中にあるのは，各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め，様々な人々と協調・協働しつつ，自己実現と社会貢献を図ることが必要となる。そのためには，人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い，その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築する必要がある。

以上を踏まえ，本計画においては，以下の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を旗印とする。

(自立) 一人一人が，多様な個性・能力を伸ばし，充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会

全ての個人の社会的自立の保障に向けて，生涯を通じ，社会における居場所と社会参加の機会を確保するとともに，それぞれの多様な個性・能力に応じて，社会を生き抜くために必要な力を主体的に身に付け，生かしていくことができるようにすることを目指す。

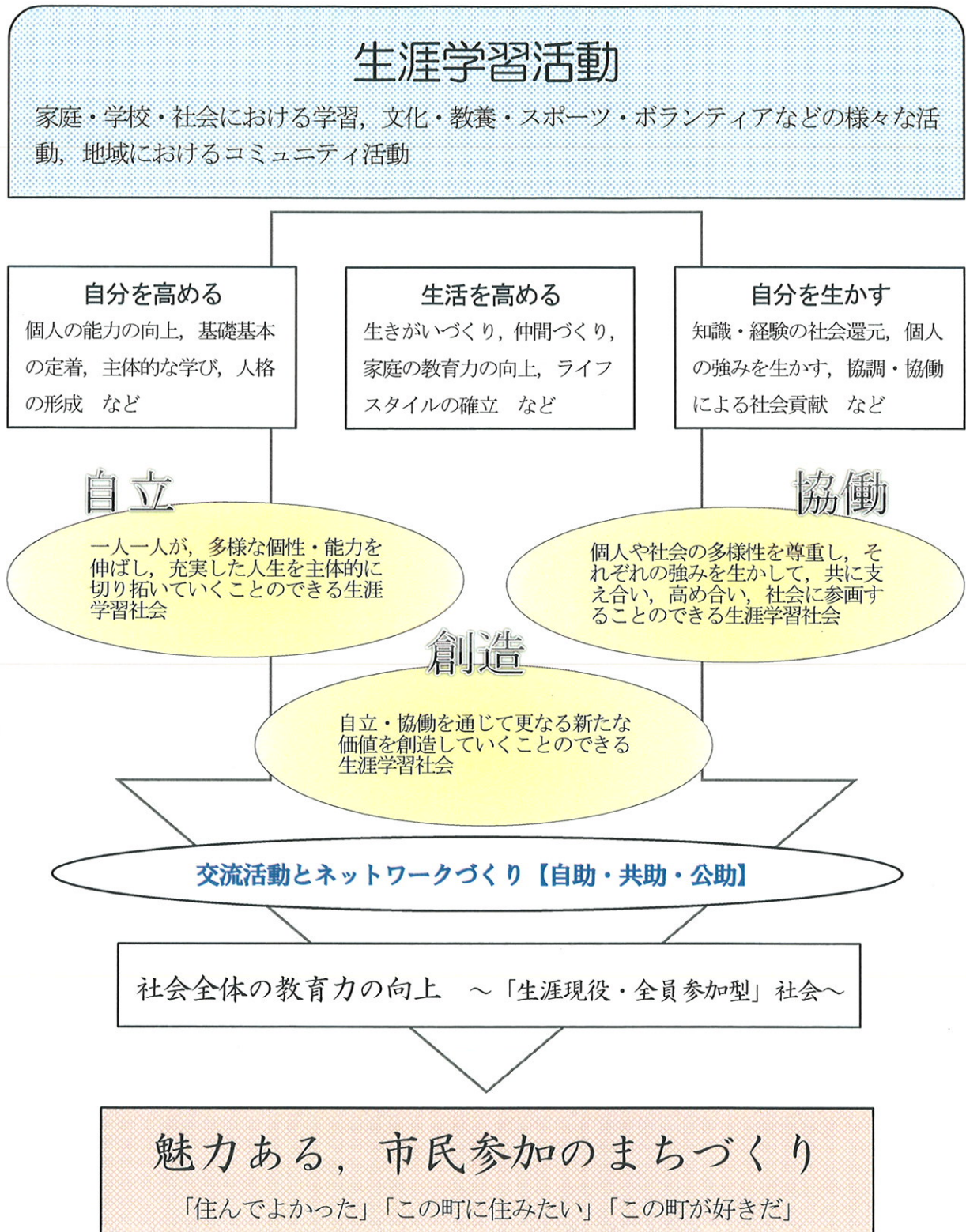
(協働) 個人や社会の多様性を尊重し，それぞれの強みを生かして，共に支え合い，高め合い，社会に参画することのできる生涯学習社会

社会全体の絆の確保に向けて，言語，伝統，文化，郷土，歴史，自然や協調性といった我が国の強みなどを尊重しつつも，様々な個性を持つ人々や集団が，多様な価値観・ライフスタイル等を受容しながら相互に学び合い，支え合い，高め合うことのできる環境の構築を目指す。

(創造) これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

最先端の場から日常生活に至る社会の様々なステージにおいて，多様な価値観を受容し，それらがぶつかり融合することを通じ，新たな価値を創造することができる環境を構築することを目指す。

【生涯学習によるまちづくりのイメージ図】



第1章 霧島市生涯学習推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、科学技術の進歩やグローバル化、飛躍的に変化している情報通信技術の進展、少子高齢化の進行などにより、社会状況が大きく変化しています。また、このような社会の変化に伴い、様々な問題や課題も生まれています。

さらに、未曾有の大災害となった東日本大震災をはじめ、異常気象によって各地で起こる予想を超えた多くの災害等の経験を通し、安全・安心のためのネットワークづくりや、「絆」の言葉に代表される「断ちがたい人と人とのつながり」に、非常に関心が高まっています。また、これらのことは、私たちの生き方や考え方に、大きな変化をもたらしました。

いつの時代でも、伝統を継承しながら新たな創造をしていくことは必要ですが、知識の重要性が増すこれからの社会においては、蓄積された様々な経験や知識等の「知」が継承され、さらに新たな創造や工夫につながる社会をつくるのが大切です。

真の生涯学習社会の実現のためには、各個人がこれまで学習したことにより得た様々な経験や知識等の「知」が、社会の中で「循環」し、それがさらなる「創造」を生み出すことにより、社会全体が発展していく持続可能なシステムが社会の中に構築される必要があります。

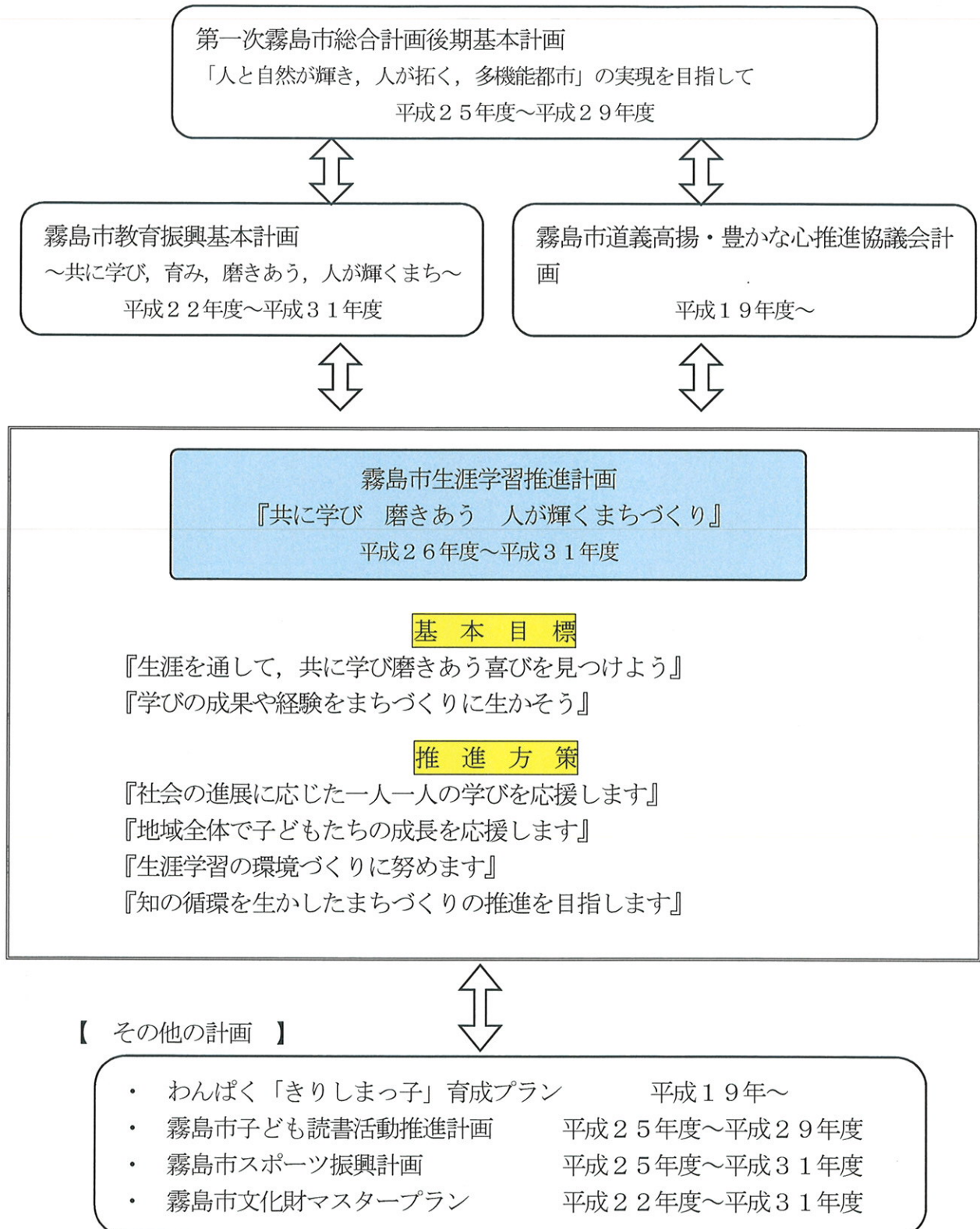
そのためには、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる機会の充実を図るだけでなく、人々の経験や知識等が、各家庭や学校、地域や企業、そして各世代間で共有・継承され、それらの学習した成果が広く活用され、社会に還元される仕組みを作り出すことが、本市の生涯学習の振興につながります。

そこで、本市においては、新しく「霧島市生涯学習推進計画」を策定し、今後6年間は、この計画を基本とし、本市の生涯学習を推進していきます。



2 計画の位置づけ

本計画は、平成20年度を初年度とする市の基本的な施策を体系的に定めた「第一次霧島市総合計画」のもとに、市の教育が目指すべき方向性及び目標を明らかにした「霧島市教育振興基本計画」との整合性を図りながら、その他の教育に関する個別計画を総合的に勘案し策定しました。



3 計画の進行管理

計画を着実に推進するとともに、計画の進捗状況については取りまとめを行い、生涯学習推進協議会（道義高揚・豊かな心推進協議会又は社会教育委員の会議）により、達成度を検証することとします。

4 計画の期間

この計画は、平成26年度から平成31年度までの計画とします。また、6年をめぐり計画の達成状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを図ります。これは、市教育振興基本計画の最終年度に合わせるもので、それ以降については、市総合計画・市教育振興基本計画の改訂に合わせて再検討をします。



《関係計画の解説》

- ・ 第一次霧島市総合計画後期基本計画

「総合計画」は、本市の将来像を長期的に展望した「基本構想（10年計画）」、基本方針を達成するための施策の体系を示した「基本計画（後期5年計画）」、基本計画に定めた各施策及び基本事業を具体的な事業として財政的な裏付けの下で実施していくことを目的とする「実施計画（3年間のローリング計画）」で構成されています。

- ・ 霧島市教育振興基本計画

「霧島市教育振興基本計画」は、平成22年度から今後10年間を通して目指すべき教育の姿を示すとともに、平成22年度から平成26年度までの5年間で実施すべき教育施策ごとの事業計画を具体的に示しています。

- ・ 霧島市道義高揚・豊かな心推進協議会計画

本市では、様々な社会問題に積極的に市民の参加を促すため、本計画を設けています。この協議会では、家庭教育の充実、礼儀作法の励行、青少年の健全育成や報恩感謝の気風醸成等に関する様々な事業を市民運動として積極的に推進しています。

- ・ わんぱく「きりしまっ子」育成プラン

地域の自然、文化、伝統等を生かした多様な活動体験の場や機会を提供するためのプログラムの充実を図り、霧島市の地域の特性を生かした新しい教育を目指し、豊かな自然環境の中で心と体のバランスのとれた次世代を担う子どもたちの育成を図ります。

- ・ 霧島市子ども読書活動推進計画

「霧島市子ども読書活動推進計画」は、将来を担う子どもたちが、その発達段階に応じて様々な形で本に親しむとともに、生涯にわたって読書活動を楽しむことができるように、家庭・地域・学校・公立図書館等が一体となって取り組む読書環境づくりを図るために平成19年度に策定し、平成24年度に改訂されました。

- ・ 霧島市スポーツ振興計画

「霧島市スポーツ振興計画」は、誰もが生涯にわたって、それぞれのニーズに応じてスポーツと関わり、育み磨きあうまちの創造を目的に平成25年度を初年度とし策定されました。この計画は、平成31年度を最終年度とする7年間としています。これは、市教育振興基本計画の最終年度に合わせるもので、それ以降については、市総合計画・市教育振興基本計画の改訂に合わせて再検討をします。

- ・ 霧島市文化財マスタープラン

「霧島市文化財マスタープラン」は、霧島市内に点在する文化財を後世に残すとともに、社会変化に応じた文化財の保存・活用に関する新たな方策、さらには地域の歴史・文化を保護するための新たな枠組みづくりを構築するため、平成22年度に策定されました。

第2章 霧島市生涯学習推進計画

1 基本理念

生涯学習社会の実現においては、ふるさとに残る豊かな自然や文化、歴史や環境を生かしながら、それぞれのよさを生かし、特色ある地域づくりや市民参画などを大切にする「まちづくり」の視点も大切です。

また、国は、各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する「知の循環型社会」の構築を目指すことを基本として、国民一人一人の生涯を通じた学習への支援、社会全体の教育力の向上を図ることとしています。

生涯学習が推進される社会を創造していくためには、市民の皆さん一人一人が、それぞれに役割を果たしながら、いきいきと暮らしていける「ふるさと霧島づくり」を進めていく必要があります。

そこで、本市においては、霧島市教育振興基本計画で示してある将来像「共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち」を受け、生涯学習社会の実現に向け、次のように基本理念を定めます。

『 共に学び 磨きあう 人が輝くまちづくり 』

2 2つの基本目標

【それぞれの学びへの支援】

『生涯を通して、共に学び磨きあう喜びを見つけよう』

- 私たちは、生涯を通して、自分自身をしっかりと見つめながら、様々なことを学ぶことにより、日頃の生活の中に喜びや潤いを感じ、生きがいを得ることができます。

それぞれの学びで、多くの人々との出会いや交流を深め、新たな驚きやこれまで気付かなかった自分自身のよさを発見することができます。

一人一人が、生涯を通して多くの人と共に学び続ける喜びを見つけましょう。

【知の循環型社会の創造】

『学びの成果や経験をまちづくり生かそう』

- これからは、一人一人がこれまで学んだことや経験から得た知識や技能を、自分の中に留めるだけでなく、広く地域や社会における様々な活動に生かすことが大切です。

自分たちの住む地域コミュニティや仲間の中で、より多くの人とつながり、自らの学びの成果や経験を生かすことができるまちづくりに努めましょう。

3 4つの推進方策

《学習機会の提供と充実》

『社会の進展に応じた一人一人の学びを応援します』

- ・ 情報化や科学技術が急速に進展し、その状況が複雑に変化している現代において、社会が生み出す様々な課題にしっかりと向き合いながら、生きがいに満ちた豊かな学びができるよう学習機会の提供と充実に努めます。

また、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージやニーズに応じた多様な学習メニューを提供することにより、市民一人一人の学びを支援します。

《学校と家庭・地域との連携による支援》

『地域全体で子どもたちの成長を応援します』

- ・ 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめや不登校をはじめ、インターネットによる事案、家庭における教育力の低下など、様々な状況が複雑に絡み合い、子どもの成長にとって深刻な問題にもつながっています。

このようなときこそ、学校・家庭・地域の大人たちが一つになり、子どもたちを育てていくことが重要です。

地域の大人たちが、これまで培ってきた経験の上に、持てる技能や知恵を生かしながら、力を合わせ地域全体で子どもたちの成長を応援していきます。



《生涯学習の環境づくり》

『生涯学習の環境づくりに努めます』

- 本市では、市民の皆さんの学びの機会が広がるとともに、その学びが充実したものとなるように、施設の整備はもとよりシステムの更新など、様々な面から学習環境を整えてきました。

これからも、市民の皆さんの多様なライフスタイルに応え、学びの意欲を高めるため、公民館、図書館、メディアセンター、スポーツ施設、資料館、学校など、より充実した生涯学習の環境づくりを目指します。

《地域づくり・まちづくり》

『知の循環を生かしたまちづくりの推進を目指します』

- 霧島市では、これまでに多くの災害を経験しています。また、今回の東日本大震災での経験から、私たちは様々なことを学びました。計り知れない自然の力や、家族・地域の絆の大切さについても再認識をすることになりました。

生涯学習の推進は、自らの生きがいを見つけるだけでなく、このように様々な災害にも対応するとともに、多様化した現代社会ならではの課題に向き合う態勢づくりにもつながります。

学びを通して得た知識や経験を生かして、地域における教育力の向上を図るとともに、人と人との絆やつながりを大切にした「まちづくり」の推進を目指します。



『まちづくり』は『人づくり』